

令和2年5月12日

保護者様

津市教育委員会

津市における段階的な学校教育活動の再開について

新型コロナウイルス感染症対策に各ご家庭においてご対応いただき、ありがとうございます。

津市においては、国が新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」を全都道府県に発令したことや三重県での感染状況を踏まえ、全ての津市立小中学校及び義務教育学校並びに幼稚園において、臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することとして対応してまいりました。

このような状況の中、令和2年5月14日に新型コロナウイルス感染症に係る国の緊急事態宣言対象区域から三重県が外れた場合、津市においては令和2年5月18日（月）より、午前及び午後の半日日課（給食なし）の分散登校等を実施し、段階的に学校教育活動を再開いたします。

また、今後は、令和2年6月1日（月）から給食を開始し、平常授業及び平常保育を実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては変更する場合があります。

なお、半日日課（給食なし）の分散登校等に伴う学校における子どもの緊急受け入れにつきましては、放課後児童クラブと学校の間で改めて調整を行い、できる限りの対応を行って参ります。後日、詳細について学校より連絡させていただきます。

事務担当

津市教育委員会事務局

教育研究支援課生徒指導・保健担当

学校教育課教職員担当